

理事・評議員選出等の規程（昭和54年規則第1号）の全部を改正する。

社会福祉法人精華町社会福祉協議会 評議員選出等の規程

（評議員の選出）

第1条 定款第6条に規定する評議員は、下記区分により選出した評議員候補者を、理事会の同意を得て会長が選任・解任委員会に推薦及び解任の提案をするものとする。

- （1）地域の福祉関係者
- （2）社会福祉事業を経営する役職員
- （3）学識・知識経験者
- （4）経済団体が推薦する者

（顧問の選出）

第2条 定款第26条に規定する顧問は、町長並びに知識経験者とする。

（規程の改廃）

第3条 本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

平成29年2月20日制定

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。